

大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金FAQ（1. 事業の概要等について）

番号	質 問	回 答
1-(1)	今回の補助金はどのような理由で実施するのですか？	国は低圧・高圧の電気と都市ガス料金の負担軽減策（電気・ガス料金支援）を実施していますが、特別高圧の電気は対象外となっています。このため、大分県独自の負担軽減策として実施しています。
1-(2)	特別高圧とはどういうものですか？	電力会社から供給される電力は電圧の違いにより、低圧・高圧・特別高圧に分かれています。このうち、特別高圧は大規模な工場や商業施設など大量に電気を使用する施設で用いられています。（供給電圧20,000V以上で受電）
1-(3)	今回の補助金の実施主体はどこですか？	大分県です。
1-(4)	今回の補助金の財源はどのようになっているのですか？	国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源としており、大分県の令和6年12月補正予算で計上しています。
1-(5)	今回の補助金の予算額はいくらですか？	令和6年8月～10月分の予算額は1億7,679万4千円です。別途、令和7年1月～3月分の補助も予定（予算額：1億1,001万6千円）しており、総額では2億8,681万円となります。
1-(6)	中小企業だけを対象としている理由は何ですか？	令和6年11月に経済産業省から発出された事務連絡において、特別高圧で受電する中小企業に対する支援を念頭に交付金を活用するように依頼があったことを踏まえ、中小企業のみを補助対象としています。 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/electricity_support.html)
1-(7)	対象期間を令和6年8月～10月分、令和7年1月～3月分としている理由は何ですか？	国の低圧・高圧の電気料金に対する支援策が、令和6年8月～10月分、令和7年1月～3月分となっているため、その期間と同一としています。
1-(8)	補助金額が使用月で異なる理由は何ですか？	国の高圧の電気料金に対する支援策が、令和6年8月～9月分を2.0円/kWh、令和6年10月分を1.3円/kWh、令和7年1月～2月分を1.3円/kWh、令和7年3月分を0.7円/kWhとしていたことから、その金額と同一としています。
1-(9)	国の低圧・高圧の電気料金に対する支援策は毎月の電気料金から値引きされていますが、今回の補助金が値引きではなく、申請が必要な理由は何ですか？	今回の補助金は、中小企業のみが対象となっており、電力会社では顧客が対象となるかどうかを判断するのが難しいことから、補助対象者からの申請をお願いしています。

大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金FAQ (2. 補助の対象について)

番号	質 問	回 答
2-(1)	個人事業主は補助対象事業者に含まれますか？	補助対象事業者に含まれます。
2-(2)	「みなし大企業」（大企業法人の関連会社等）は補助対象事業者に含まれますか？	補助対象事業者に含まれます。
2-(3)	一般社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人等は補助対象事業者に含まれますか？	補助対象事業者には含まれません。 (中小企業基本法における「中小企業」のみが補助対象となります。)
2-(4)	入居する商業施設等が特別高圧で受電しているかどうかはどのようにすれば確認できますか？	施設の運営者に確認してください。
2-(5)	テナントとして入居する商業施設等で、自社の区画の電気使用量が計測されていない場合は補助対象となりますか？	今回の補助金は電気使用量が確認できる場合に限りまして、補助対象となりません。
2-(6)	大分県外に本社がある企業で、大分県内の事業所で特別高圧で受電している場合は補助対象となりますか？	補助対象となります。 本社の所在地は関係ありません。
2-(7)	大分県内に本社がある企業で、大分県外の事業所で特別高圧で受電している場合は補助対象となりますか？	補助対象とはなりません。 大分県内で受電している場合に対象となります。

大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金FAQ (3. 申請について)

番号	質 問	回 答
3-(1)	申請書類を郵送で提出することはできますか？	郵送での提出は受け付けていません。 メールで提出してください。
3-(2)	商業施設から発行される請求書に電気使用量が記載されていませんが、問題ありませんか？	請求書に加え、電気使用量が確認できる書類を提出していただく必要がありますので、施設運営者に確認してください。
3-(3)	商業施設とテナントの間の賃貸借契約書に特別高圧で受電していることの記載がありませんが、問題ありませんか？	問題ありません。 商業施設等については、別途運営者から特別高圧で受電していることが分かる書類を提出していただきますので、テナントが提出する書類では特別高圧であることが分かる必要はありません。
3-(4)	令和7年1月～3月分の申請受付はいつ頃を予定しているのでしょうか？	令和7年5月頃から受付を開始する予定です。 ※メールやホームページでお知らせします。

